【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年12月24日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼執行役社長 渡邊　国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マイバランス７０（確定拠出年金向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成26年6月26日から平成27年6月23日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年 6月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。
第二部ファンド情報　第1ファンドの状況　5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報　第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

＜更新後＞

■委託会社の概況(平成26年11月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月１日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成９年(1997年)10月１日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月１日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	5,150,693株	100%

２投資方針

（１）投資方針

＜訂正前＞

[1] 内外の株式および公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

◆運用にあたっては、「国内株式マザーファンド」「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」「外国債券マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

◆各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行ないます。

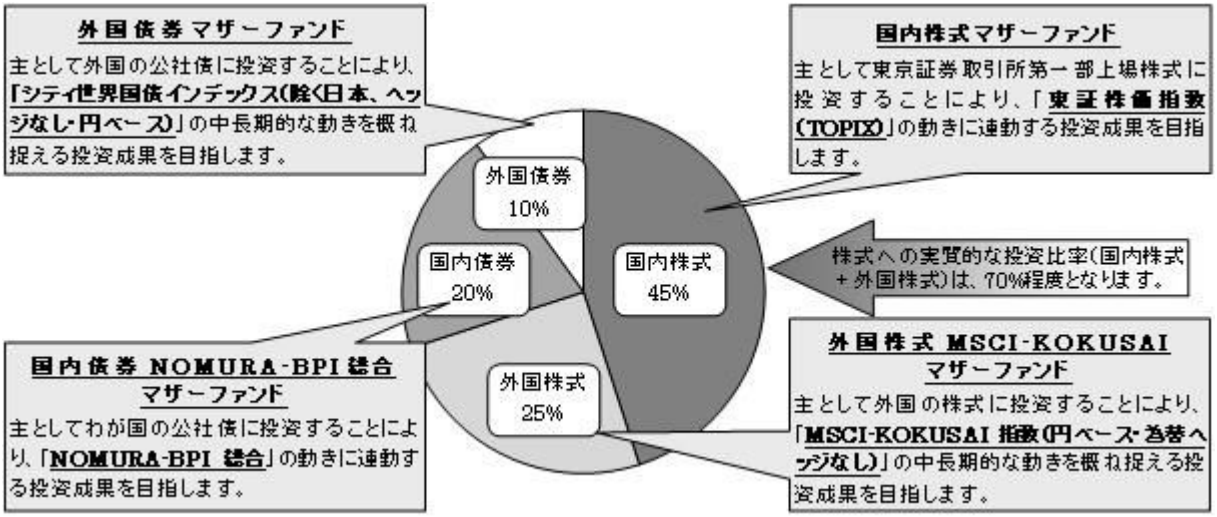

■各マザーファンドが対象とするインデックスについて■

○国内株式マザーファンド：東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。

(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なう権利を有しています。

○外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド：MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)

MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCIが開発した、日本を除く先進国で構成された時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド：NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

○　外国債券マザーファンド：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス(為替ヘッジを行なわない円ベースの指数)です。

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが有しています。

[2] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

◆外貨建資産に投資するマザーファンドにおいても、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜訂正後＞

[1] 内外の株式および公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

◆運用にあたっては、「国内株式マザーファンド」「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」「外国債券マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

◆各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行ないます。

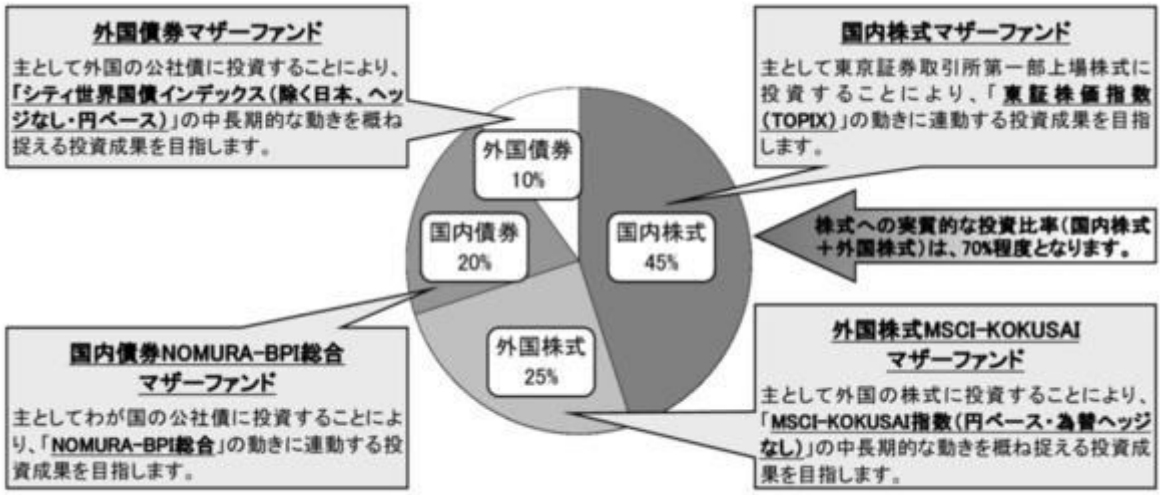

■投資プロセス■

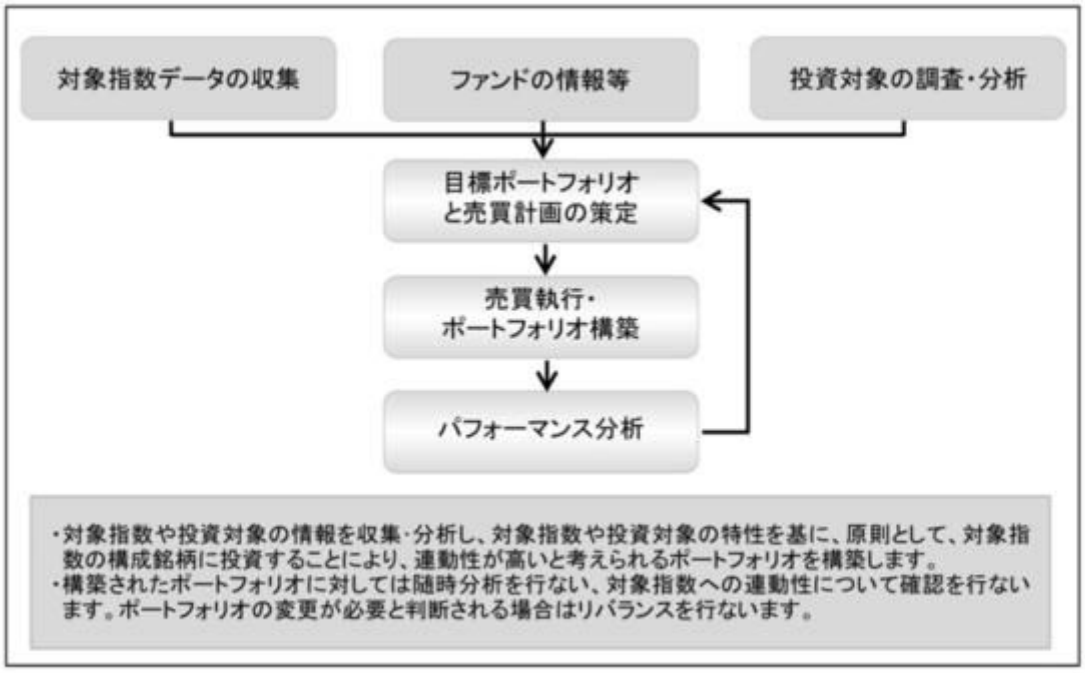

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスについて■

○国内株式マザーファンド：東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。

(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なう権利を有しています。

○外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド：MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)

MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCIが開発した、日本を除く先進国で構成された時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド：NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

○　外国債券マザーファンド：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス(為替ヘッジを行なわない円ベースの指数)です。

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

[2] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

◆外貨建資産に投資するマザーファンドにおいても、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（5）投資制限

＜訂正前＞

①　株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)
株式への実質投資割合には制限を設けません。

②　同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③　デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

④　先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1　先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2　先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3　コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取

引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１　先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

２　先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３　コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(ⅲ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１　先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

２　先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３　コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑤　スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ⅵ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

⑦　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑨　同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑩　投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑪　投資する株式等の範囲(約款第20条)

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの

します。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑫　信用取引の指図範囲(約款第23条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1　信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2　株式分割により取得する株券

3　有償増資により取得する株券

4　売り出しにより取得する株券

5　信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6　信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑬　有価証券の貸付の指図および範囲(約款第27条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

2　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第29条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮　外国為替予約の指図(約款第30条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑯　資金の借入れ(約款第39条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰　同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

②　非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします

す。

③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資は行ないません。

③　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④　有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤　スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

(外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④　有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤　スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②　有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③　スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

＜訂正後＞

①　株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②　同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③　デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(運用の基本方針　2.　運用方法　(3)投資制限)

④　先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1　先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2　先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3　コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1　先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいま

す。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2　先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3　コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(iii)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1　先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2　先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3　コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑤　スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ⅵ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

⑦　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑨　同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑩　投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑪　投資する株式等の範囲(約款第20条)

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑫　信用取引の指図範囲(約款第23条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をす

ることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1　信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2　株式分割により取得する株券

3　有償増資により取得する株券

4　売り出しにより取得する株券

5　信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6　信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑬　有価証券の貸付の指図および範囲(約款第27条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

2　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第29条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮　外国為替予約の指図(約款第30条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑯　資金の借入れ(約款第39条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰ 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(参考)各マザーファンドの概要

〔国内株式マザーファンド〕

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④　有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤　スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

3投資リスク

＜更新後＞

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

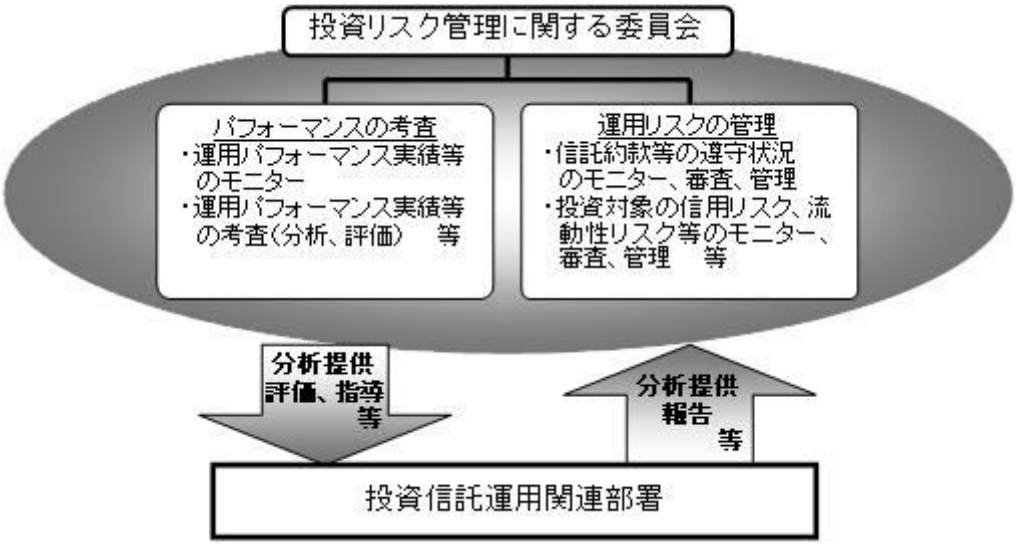

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

＜更新後＞

リスクの定量的比較 （2009年11月末～2014年10月末：月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

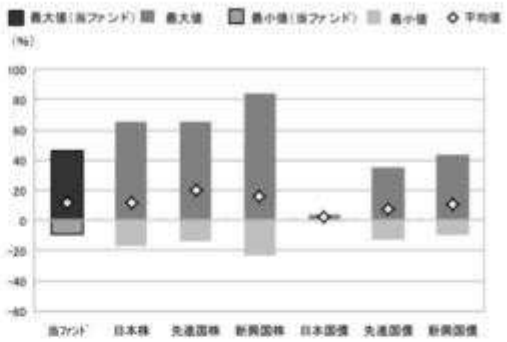

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	45.9	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 9.4	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	11.3	12.1	20.3	15.7	2.3	7.1	10.4

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009 年 11 月末を 10,000 として指数化しております。
- 年間騰落率は、2009 年 11 月から 2014 年 10 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2009 年 11 月から 2014 年 10 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、個しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファーメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引 （ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。 指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他）

4 手数料等及び税金

（3）信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の39.96(税抜年10,000分の37)以内の率(平成26年12月24日現在年10,000分の25.92(税抜年10,000分の24))を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の11	年10,000分の10	年10,000分の3

＊上記配分は、平成26年12月24日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）その他の手数料等

＜更新後＞

①信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

５運用状況

以下は平成26年10月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	43,174,524,055	99.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	16,835,618	0.03
合計（純資産総額）		43,191,359,673	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	202,932,363,350	96.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	6,553,153,017	3.12
合計（純資産総額）		209,485,516,367	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	6,524,560,000	3.11

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	172,695,415,069	59.39
	カナダ	12,677,090,564	4.35
	ドイツ	10,360,584,477	3.56
	イタリア	2,850,208,595	0.98
	フランス	10,943,885,925	3.76
	オランダ	3,265,994,427	1.12
	スペイン	4,207,994,721	1.44
	ベルギー	1,499,087,064	0.51
	オーストリア	251,923,962	0.08
	ルクセンブルグ	81,514,626	0.02
	フィンランド	1,068,094,552	0.36
	アイルランド	365,964,968	0.12
	ポルトガル	204,874,426	0.07
	イギリス	24,739,076,602	8.50
	スイス	11,137,016,701	3.83
	スウェーデン	3,678,727,867	1.26

	ノルウェー	938,072,661	0.32
	デンマーク	1,881,389,421	0.64
	オーストラリア	8,913,201,286	3.06
	ニュージーランド	156,776,478	0.05
	香港	3,644,504,937	1.25
	シンガポール	1,670,132,986	0.57
	イスラエル	673,744,204	0.23
	小計	277,905,276,519	95.57
投資信託受益証券	アメリカ	33,123,459	0.01
投資証券	アメリカ	4,810,473,272	1.65
	カナダ	54,828,617	0.01
	フランス	361,846,264	0.12
	オランダ	31,937,837	0.01
	イギリス	387,422,298	0.13
	オーストラリア	750,826,781	0.25
	香港	129,297,000	0.04
	シンガポール	100,555,989	0.03
	小計	6,627,188,058	2.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	6,215,278,451	2.13
合計（純資産総額）		290,780,866,487	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,098,415,819	1.40
	買建	カナダ	294,635,616	0.10
	買建	ドイツ	816,746,112	0.28
	買建	イギリス	573,948,394	0.19
	買建	スイス	259,098,584	0.08

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	300,809,723,500	78.88
地方債証券	日本	23,790,167,738	6.23
特殊債券	日本	32,267,279,628	8.46
社債券	日本	21,012,150,270	5.51
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	3,451,873,503	0.90
合計（純資産総額）		381,331,194,639	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	145,862,364,242	38.95
	カナダ	8,558,005,434	2.28
	メキシコ	4,162,412,985	1.11
	ドイツ	22,860,509,230	6.10
	イタリア	39,924,816,048	10.66
	フランス	38,489,062,690	10.27
	オランダ	10,346,932,515	2.76
	スペイン	23,055,550,882	6.15
	ベルギー	10,581,168,455	2.82
	オーストリア	6,746,058,227	1.80
	フィンランド	2,419,477,931	0.64
	アイルランド	4,595,652,048	1.22
	イギリス	30,536,364,798	8.15
	スイス	891,539,124	0.23
	スウェーデン	1,882,550,070	0.50
	ノルウェー	1,064,385,484	0.28
	デンマーク	3,073,986,241	0.82
	ポーランド	2,595,199,292	0.69
	オーストラリア	6,482,301,650	1.73
	シンガポール	1,393,221,414	0.37
	マレーシア	2,065,184,651	0.55
	南アフリカ	1,979,708,472	0.52
	小計	369,566,451,883	98.69
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	4,881,724,539	1.30
合計（純資産総額）		374,448,176,422	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	16,459,395,525	1.0794	17,767,321,246	1.2057	19,845,093,184	45.94
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	5,475,748,669	1.7790	9,741,569,730	1.9415	10,631,166,040	24.61
3	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	6,831,799,466	1.2119	8,279,637,916	1.2324	8,419,509,661	19.49

4	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	1,951,630,711	2.0645	4,029,152,711	2.1924	4,278,755,170	9.90

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.96
合　　計	99.96

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,441,700	5,563.20	8,020,465,440	6,498.00	9,368,166,600	4.47
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	8,274,700	568.09	4,700,849,054	632.20	5,231,265,340	2.49
3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	545,400	7,238.85	3,948,074,040	7,939.00	4,329,930,600	2.06
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	779,900	4,130.30	3,221,220,970	4,399.50	3,431,170,050	1.63
5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	940,400	3,331.67	3,133,102,468	3,479.00	3,271,651,600	1.56
6	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	14,245,800	198.81	2,832,283,972	200.00	2,849,160,000	1.36
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	403,600	5,793.65	2,338,317,140	6,892.00	2,781,611,200	1.32
8	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	349,200	5,817.92	2,031,620,056	7,225.00	2,522,970,000	1.20
9	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	648,900	3,416.29	2,216,830,581	3,766.00	2,443,757,400	1.16
10	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,509,000	735.80	1,846,122,200	859.10	2,155,481,900	1.02
11	日本	株式	三菱地所	不動産業	767,000	2,388.08	1,831,663,160	2,795.50	2,144,148,500	1.02
12	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	1,246,400	1,215.37	1,514,837,168	1,699.00	2,117,633,600	1.01
13	日本	株式	ファナック	電気機器	108,800	17,167.49	1,867,822,912	19,120.00	2,080,256,000	0.99
14	日本	株式	キヤノン	電気機器	605,800	3,286.05	1,990,689,090	3,389.00	2,053,056,200	0.98
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	410,000	4,568.44	1,873,060,400	4,804.50	1,969,845,000	0.94
16	日本	株式	三井不動産	不動産業	547,000	3,182.31	1,740,723,570	3,507.50	1,918,602,500	0.91
17	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	431,400	3,999.60	1,725,427,440	4,281.00	1,846,823,400	0.88
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	790,400	1,976.26	1,562,035,904	2,163.50	1,710,030,400	0.81
19	日本	株式	パナソニック	電気機器	1,273,400	1,080.18	1,375,506,626	1,305.00	1,661,787,000	0.79
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	191,500	7,618.88	1,459,015,520	8,645.00	1,655,517,500	0.79
21	日本	株式	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	849,700	1,652.73	1,404,324,681	1,862.00	1,582,141,400	0.75
22	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	93,600	12,616.82	1,180,934,352	16,505.00	1,544,868,000	0.73
23	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	424,400	3,019.25	1,281,372,708	3,513.00	1,490,917,200	0.71
24	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,466,800	880.19	1,291,062,692	997.90	1,463,719,720	0.69
25	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,045,000	1,194.07	1,247,803,150	1,396.50	1,459,342,500	0.69
26	日本	株式	三井物産	卸売業	874,300	1,538.92	1,345,477,756	1,665.50	1,456,146,650	0.69
27	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	2,108,400	605.49	1,276,615,116	674.90	1,422,959,160	0.67

28	日本	株式	小松製作所	機械	542,300	2,223.83	1,205,984,436	2,609.50	1,415,131,850	0.67
29	日本	株式	ソニー	電気機器	671,400	1,803.52	1,210,888,426	2,072.00	1,391,140,800	0.66
30	日本	株式	信越化学工業	化学	196,300	5,945.37	1,167,076,131	7,044.00	1,382,737,200	0.66

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.46
		建設業	2.68
		食料品	4.01
		繊維製品	0.67
		パルプ・紙	0.21
		化学	5.58
		医薬品	4.57
		石油・石炭製品	0.49
		ゴム製品	0.81
		ガラス・土石製品	0.89
		鉄鋼	1.48
		非鉄金属	0.91
		金属製品	0.64
		機械	5.16
		電気機器	12.34
		輸送用機器	11.02
		精密機器	1.38
		その他製品	1.34
		電気・ガス業	2.03
		陸運業	3.90
		海運業	0.29
		空運業	0.53
		倉庫・運輸関連業	0.21
		情報・通信業	7.11
		卸売業	4.19
		小売業	4.05
		銀行業	9.03
		証券、商品先物取引業	1.38
		保険業	2.24
		その他金融業	1.26
		不動産業	3.25
		サービス業	2.52
合　　計			96.87

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	525,100	8,414.80	4,418,614,840	11,697.19	6,142,196,149	2.11
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	374,000	10,686.89	3,996,897,458	10,327.16	3,862,358,962	1.32
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	683,400	4,409.68	3,013,576,816	5,035.10	3,440,992,124	1.18
4	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	246,400	10,663.93	2,627,592,401	11,703.75	2,883,804,887	0.99
5	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	商業銀行	435,700	5,392.64	2,349,577,082	5,735.97	2,499,164,917	0.85
6	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	873,300	2,829.71	2,471,193,778	2,806.75	2,451,141,587	0.84
7	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	235,600	8,722.05	2,054,915,404	9,506.01	2,239,618,218	0.77
8	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	280,800	7,593.50	2,132,255,924	7,942.30	2,230,198,402	0.76
9	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	商業銀行	329,600	6,557.11	2,161,226,686	6,493.70	2,140,324,377	0.73
10	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	165,800	12,976.47	2,151,498,925	12,814.64	2,124,668,638	0.73
11	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品	200,300	8,299.10	1,662,310,772	10,029.37	2,008,883,212	0.69
12	スイス	株式	ROCHE HOLDINGS (GENUSSCHEINE)	医薬品	61,180	30,382.02	1,858,772,057	32,409.62	1,982,820,796	0.68
13	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	360,600	5,187.08	1,870,464,510	5,456.06	1,967,457,400	0.67
14	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	1,661,000	1,069.56	1,776,541,946	1,100.54	1,828,009,464	0.62
15	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	554,800	3,481.38	1,931,472,731	3,262.70	1,810,149,067	0.62
16	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気通信サービス	452,000	3,834.55	1,733,218,318	3,773.32	1,705,542,177	0.58
17	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	商業銀行	915,800	1,853.31	1,697,264,045	1,862.06	1,705,274,731	0.58
18	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	バイオテクノロジー	133,700	7,536.80	1,007,670,989	12,488.81	1,669,754,539	0.57
19	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	254,500	6,125.22	1,558,870,220	6,266.27	1,594,767,089	0.54
20	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	344,500	4,262.07	1,468,284,217	4,526.67	1,559,439,882	0.53
21	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	433,500	2,811.13	1,218,625,462	3,562.29	1,544,255,836	0.53
22	アメリカ	株式	CITIGROUP	商業銀行	264,500	5,167.40	1,366,779,522	5,811.42	1,537,120,855	0.52
23	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	83,740	20,817.24	1,743,235,895	17,970.02	1,504,810,228	0.51
24	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	インターネットソフトウェア・サービス	24,530	61,396.59	1,506,058,520	61,259.92	1,502,705,882	0.51
25	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL C	インターネットソフトウェア・サービス	24,960	61,185.57	1,527,191,842	60,170.89	1,501,865,549	0.51
26	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	97,780	13,519.89	1,321,974,942	15,257.30	1,491,859,146	0.51
27	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	メディア	143,300	8,649.88	1,239,528,865	9,864.65	1,413,605,033	0.48
28	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インターネットソフトウェア・サービス	173,600	6,663.78	1,156,832,836	8,103.18	1,406,713,333	0.48

29	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	132,000	9,083.96	1,199,083,670	10,458.37	1,380,504,972	0.47
30	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	石油・ガス・消耗燃料	342,100	3,845.11	1,315,412,683	3,896.78	1,333,091,346	0.45

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー設備・サービス	1.20
		石油・ガス・消耗燃料	8.06
		化学	2.69
		建設資材	0.27
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.77
		紙製品・林産品	0.10
		航空宇宙・防衛	2.02
		建設関連製品	0.18
		建設・土木	0.34
		電気設備	0.76
		コングロマリット	1.90
		機械	1.45
		商社・流通業	0.28
		商業サービス・用品	0.39
		航空貨物・物流サービス	0.58
		旅客航空輸送業	0.15
		海運業	0.10
		陸運・鉄道	1.07
		運送インフラ	0.16
		自動車部品	0.53
		自動車	1.04
		家庭用耐久財	0.29
		レジャー用品	0.08
		繊維・アパレル・贅沢品	1.14
		ホテル・レストラン・レジャー	1.59
		メディア	2.95
		販売	0.08
		インターネット販売・カタログ販売	0.75
		複合小売り	0.53
		専門小売り	1.67
		食品・生活必需品小売り	2.06
		飲料	2.19
		食品	2.48
		タバコ	1.39
		家庭用品	1.51

		パーソナル用品	0.23
		ヘルスケア機器・用品	1.55
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.62
		バイオテクノロジー	2.05
		医薬品	7.27
		商業銀行	9.65
		各種金融サービス	1.22
		保険	4.14
		不動産管理・開発	0.60
		インターネットソフトウェア・サービス	2.08
		情報技術サービス	2.10
		ソフトウェア	2.65
		通信機器	1.20
		コンピュータ・周辺機器	2.78
		電子装置・機器・部品	0.34
		半導体・半導体製造装置	1.61
		各種電気通信サービス	2.71
		無線通信サービス	0.45
		電力	1.67
		ガス	0.15
		総合公益事業	1.35
		水道	0.08
		貯蓄・抵当・不動産金融	0.06
		消費者金融	0.57
		資本市場	2.10
		各種消費者サービス	0.02
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.39
		専門サービス	0.45
投資信託受益証券	—	—	0.01
投資証券	—	—	2.27
合　　計			97.86

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１１７回	4,300,000,000	100.14	4,306,132,000	100.41	4,317,759,000	0.2	2019/3/20	1.13
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１１６回	4,200,000,000	100.12	4,205,235,000	100.45	4,218,942,000	0.2	2018/12/20	1.10

3	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３３４回	4,100,000,000	100.65	4,127,000,000	101.57	4,164,370,000	0.6	2024/6/20	1.09
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３３３回	3,900,000,000	100.24	3,909,512,000	101.71	3,966,846,000	0.6	2024/3/20	1.04
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１０５回	3,500,000,000	100.28	3,509,836,000	100.40	3,514,175,000	0.2	2017/6/20	0.92
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３２７回	3,300,000,000	102.73	3,390,111,000	103.88	3,428,106,000	0.8	2022/12/20	0.89
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１０６回	3,400,000,000	100.28	3,409,658,000	100.44	3,415,096,000	0.2	2017/9/20	0.89
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３２８回	3,200,000,000	100.39	3,212,656,000	102.15	3,269,024,000	0.6	2023/3/20	0.85
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３３２回	3,200,000,000	99.93	3,197,784,000	101.85	3,259,200,000	0.6	2023/12/20	0.85
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３２９回	3,100,000,000	102.09	3,165,026,000	103.76	3,216,746,000	0.8	2023/6/20	0.84
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３０６回	3,000,000,000	106.72	3,201,780,000	106.74	3,202,290,000	1.4	2020/3/20	0.83
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３２５回	2,900,000,000	102.31	2,967,048,000	103.92	3,013,854,000	0.8	2022/9/20	0.79
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１１８回	3,000,000,000	100.18	3,005,469,000	100.39	3,011,700,000	0.2	2019/6/20	0.78
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３０５回	2,800,000,000	106.04	2,969,332,000	105.95	2,966,712,000	1.3	2019/12/20	0.77
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３１２回	2,750,000,000	105.81	2,909,901,500	106.30	2,923,415,000	1.2	2020/12/20	0.76
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１０２回	2,900,000,000	100.54	2,915,718,000	100.57	2,916,588,000	0.3	2016/12/20	0.76
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１１５回	2,800,000,000	100.20	2,805,648,000	100.48	2,813,496,000	0.2	2018/9/20	0.73
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第２８５回	2,620,000,000	104.72	2,743,873,600	103.94	2,723,280,400	1.7	2017/3/20	0.71
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１１３回	2,700,000,000	100.59	2,715,953,000	100.84	2,722,923,000	0.3	2018/6/20	0.71
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３２０回	2,500,000,000	104.36	2,609,169,000	105.43	2,635,825,000	1	2021/12/20	0.69
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第２９６回	2,400,000,000	105.84	2,540,252,000	105.48	2,531,616,000	1.5	2018/9/20	0.66
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１４５回	2,300,000,000	105.17	2,418,949,000	108.68	2,499,755,000	1.7	2033/6/20	0.65
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３１３回	2,200,000,000	106.59	2,345,029,000	107.08	2,355,914,000	1.3	2021/3/20	0.61
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３２１回	2,200,000,000	104.36	2,296,016,000	105.42	2,319,394,000	1	2022/3/20	0.60
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１０７回	2,300,000,000	100.24	2,305,520,000	100.46	2,310,741,000	0.2	2017/12/20	0.60

26	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１２０回	2,300,000,000	100.19	2,304,443,000	100.36	2,308,349,000	0.2	2019/9/20	0.60
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第２８４回	2,200,000,000	104.35	2,295,700,000	103.54	2,277,946,000	1.7	2016/12/20	0.59
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１１２回	2,200,000,000	101.04	2,223,043,000	101.21	2,226,620,000	0.4	2018/6/20	0.58
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,900,000,000	114.66	2,178,632,000	117.07	2,224,349,000	2.1	2030/3/20	0.58
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第３３７回	2,200,000,000	100.04	2,201,028,000	100.10	2,202,244,000	0.1	2016/2/15	0.57

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	78.88
地方債証券	6.23
特殊債券	8.46
社債券	5.51
合　　計	99.09

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	19,500,000	11,710.04	2,283,459,017	11,710.91	2,283,627,645	3.125	2019/5/15	0.60
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,700,000	11,350.90	2,122,619,539	11,406.38	2,132,993,563	2.625	2020/11/15	0.56
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	19,000,000	10,908.37	2,072,591,533	11,007.46	2,091,417,830	1.625	2019/3/31	0.55
4	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	11,700,000	16,874.10	1,974,270,246	17,613.59	2,060,790,732	4.25	2023/10/25	0.55
5	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	9,800,000	19,534.34	1,914,365,829	20,494.99	2,008,509,412	5.5	2029/4/25	0.53
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	11,500,000	15,982.83	1,838,026,559	16,760.61	1,927,470,610	3.5	2026/4/25	0.51
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	13,000,000	14,558.99	1,892,669,220	14,442.12	1,877,476,770	3.25	2016/4/25	0.50
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,500,000	12,013.77	1,862,135,375	12,023.12	1,863,584,853	3.625	2020/2/15	0.49
9	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,000,000	14,365.43	1,867,506,940	14,254.72	1,853,113,730	3.15	2016/1/31	0.49
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	9,000,000	19,558.22	1,760,240,664	20,299.31	1,826,938,620	6	2025/10/25	0.48
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,000,000	11,869.36	1,780,405,332	11,872.78	1,780,917,838	3.375	2019/11/15	0.47
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	11,500,000	15,298.99	1,759,384,890	15,281.11	1,757,328,678	8	2021/11/15	0.46
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,500,000	11,987.11	1,738,131,854	11,976.57	1,736,603,129	3.625	2019/8/15	0.46
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000	18,667.96	1,680,116,992	19,030.18	1,712,716,200	6.5	2027/11/1	0.45

15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	12,019.54	1,682,735,711	11,969.31	1,675,703,837	3.75	2018/11/15	0.44
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	11,949.13	1,672,878,823	11,965.89	1,675,225,474	3.5	2020/5/15	0.44
17	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,000,000	20,152.13	1,612,170,430	20,605.23	1,648,418,720	6.25	2024/1/4	0.44
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,500,000	12,000.61	1,620,083,461	12,057.72	1,627,792,789	3.625	2021/2/15	0.43
19	イギリス	国債証券	UK TSY 3 1/4% 2044	8,800,000	17,123.66	1,506,882,254	18,480.66	1,626,298,222	3.25	2044/1/22	0.43
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	11,641.78	1,629,849,374	11,562.27	1,618,718,847	3.25	2016/12/31	0.43
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	11,699.66	1,637,953,733	11,537.07	1,615,190,905	4.5	2016/2/15	0.43
22	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	10,600,000	15,339.85	1,626,024,980	15,144.90	1,605,360,354	5	2016/10/25	0.42
23	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,000,000	14,656.40	1,612,204,880	14,513.09	1,596,440,560	3.75	2016/8/1	0.42
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	11,019.13	1,542,678,607	11,045.90	1,546,426,257	1	2016/9/30	0.41
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,200,000	15,274.08	1,557,957,154	15,113.90	1,541,618,208	4.75	2017/5/1	0.41
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,955.64	1,554,233,922	11,842.46	1,539,519,959	4.625	2016/11/15	0.41
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,633.60	1,512,368,564	11,726.71	1,524,472,950	3.125	2021/5/15	0.40
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	9,700,000	15,586.74	1,511,914,729	15,506.63	1,504,143,498	4.25	2017/10/25	0.40
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	20,818.82	1,457,317,680	21,354.86	1,494,840,620	9	2023/11/1	0.39
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,524.23	1,498,150,137	11,449.52	1,488,437,678	3	2016/8/31	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.69
合　　計	98.69

②投資不動産物件

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX先物(2014年12月限)	買建	488	日本円	6,102,993,048	6,524,560,000	3.11

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500株価指数先物(2014年12月限)	買建	377	米ドル	36,904,682.5	4,035,157,986	37,483,225	4,098,415,819	1.40
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60株価指数先物(2014年12月限)	買建	18	カナダドル	3,074,592	300,172,413	3,017,880	294,635,616	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50株価指数先物(2014年12月限)	買建	196	ユーロ	6,089,410	839,120,698	5,927,040	816,746,112	0.28
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100株価指数先物(2014年12月限)	買建	51	英ポンド	3,325,350	581,736,730	3,280,830	573,948,394	0.19
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI株価指数先物(2014年12月限)	買建	26	スイスフラン	2,257,380	258,153,976	2,265,640	259,098,584	0.08

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

平成26年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間 (2005年 3月31日)	4,410	4,414	1.2211	1.2221
第4計算期間 (2006年 3月31日)	16,287	16,319	1.5524	1.5554
第5計算期間 (2007年 4月 2日)	19,762	19,768	1.6261	1.6266
第6計算期間 (2008年 3月31日)	19,008	19,015	1.3656	1.3661
第7計算期間 (2009年 3月31日)	15,966	15,974	0.9794	0.9799
第8計算期間 (2010年 3月31日)	22,943	22,952	1.2216	1.2221
第9計算期間 (2011年 3月31日)	24,275	24,285	1.1797	1.1802
第10計算期間 (2012年 4月 2日)	26,549	26,561	1.2017	1.2022
第11計算期間 (2013年 4月 1日)	32,683	32,694	1.4192	1.4197
第12計算期間 (2014年 3月31日)	38,534	38,545	1.6922	1.6927
2013年10月末日	36,769	—	1.6284	—
11月末日	38,173	—	1.6958	—
12月末日	39,296	—	1.7452	—
2014年 1月末日	37,985	—	1.6738	—
2月末日	38,374	—	1.6848	—
3月末日	38,534	—	1.6922	—
4月末日	38,017	—	1.6731	—
5月末日	39,231	—	1.7034	—
6月末日	40,495	—	1.7494	—
7月末日	41,293	—	1.7745	—
8月末日	41,545	—	1.7780	—
9月末日	42,859	—	1.8320	—
10月末日	43,191	—	1.8368	—

②分配の推移

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2004年 4月 1日～2005年 3月31日	0.0010円
第4計算期間	2005年 4月 1日～2006年 3月31日	0.0030円

第5計算期間	2006年 4月 1日～2007年 4月 2日	0.0005円
第6計算期間	2007年 4月 3日～2008年 3月31日	0.0005円
第7計算期間	2008年 4月 1日～2009年 3月31日	0.0005円
第8計算期間	2009年 4月 1日～2010年 3月31日	0.0005円
第9計算期間	2010年 4月 1日～2011年 3月31日	0.0005円
第10計算期間	2011年 4月 1日～2012年 4月 2日	0.0005円
第11計算期間	2012年 4月 3日～2013年 4月 1日	0.0005円
第12計算期間	2013年 4月 2日～2014年 3月31日	0.0005円

③収益率の推移

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2004年 4月 1日～2005年 3月31日	5.1%
第4計算期間	2005年 4月 1日～2006年 3月31日	27.4%
第5計算期間	2006年 4月 1日～2007年 4月 2日	4.8%
第6計算期間	2007年 4月 3日～2008年 3月31日	△16.0%
第7計算期間	2008年 4月 1日～2009年 3月31日	△28.2%
第8計算期間	2009年 4月 1日～2010年 3月31日	24.8%
第9計算期間	2010年 4月 1日～2011年 3月31日	△3.4%
第10計算期間	2011年 4月 1日～2012年 4月 2日	1.9%
第11計算期間	2012年 4月 3日～2013年 4月 1日	18.1%
第12計算期間	2013年 4月 2日～2014年 3月31日	19.3%
第13期（中間期）	2014年 4月 1日～2014年 9月30日	8.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2004年 4月 1日～2005年 3月31日	2,213,034,189	255,396,294	3,611,871,651
第4計算期間	2005年 4月 1日～2006年 3月31日	8,047,170,800	1,167,183,284	10,491,859,167
第5計算期間	2006年 4月 1日～2007年 4月 2日	3,702,825,490	2,041,557,893	12,153,126,764
第6計算期間	2007年 4月 3日～2008年 3月31日	4,033,528,163	2,266,576,336	13,920,078,591
第7計算期間	2008年 4月 1日～2009年 3月31日	3,986,602,415	1,604,161,587	16,302,519,419
第8計算期間	2009年 4月 1日～2010年 3月31日	3,699,104,762	1,220,865,906	18,780,758,275
第9計算期間	2010年 4月 1日～2011年 3月31日	3,318,511,289	1,522,384,245	20,576,885,319

第10計算期間	2011年 4月 1日～2012年 4月 2日	2,914,487,439	1,398,443,546	22,092,929,212
第11計算期間	2012年 4月 3日～2013年 4月 1日	2,907,284,148	1,971,147,333	23,029,066,027
第12計算期間	2013年 4月 2日～2014年 3月31日	3,922,148,726	4,179,357,446	22,771,857,307
第13期（中間期）	2014年 4月 1日～2014年 9月30日	1,825,832,526	1,202,581,577	23,395,108,256

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

＜更新後＞

運用実績 (2014年10月31日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)

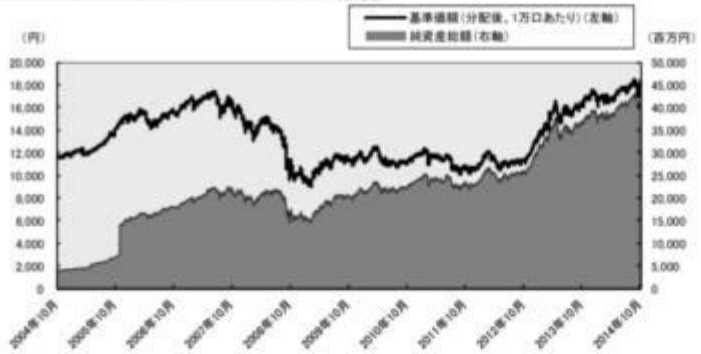

分配の推移 (1万口あたり、課税前)

2014年3月	5 円
2013年4月	5 円
2012年4月	5 円
2011年3月	5 円
2010年3月	5 円
設定来累計	90 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	投資比率(%)
1	国内株式マザーファンド	45.9
2	外国株式MSCI−KOKUSAIマザーファンド	24.6
3	国内債券NOMURA−BPI総合 マザーファンド	19.5
4	外国債券マザーファンド	9.9

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	2.1
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.1
3	ソフトバンク	情報・通信業	0.9
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.7
5	本田技研工業	輸送用機器	0.7

・「外国株式MSCI−KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.5
2	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	0.3
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.3
4	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	0.2
5	WELLS FARGO CO	商業銀行	0.2

・「国内債券NOMURA−BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(5年)第117回	国債証券	0.2
2	国庫債券 利付(5年)第116回	国債証券	0.2
3	国庫債券 利付(10年)第334回	国債証券	0.2
4	国庫債券 利付(10年)第333回	国債証券	0.2
5	国庫債券 利付(5年)第105回	国債証券	0.2

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
4	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.1
5	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.1

年間収益率の推移 (暦年ベース)

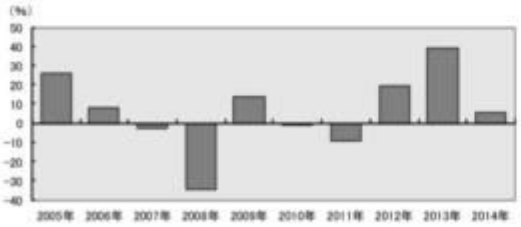

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

３資産管理等の概要

（５）その他

＜更新後＞

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅲ)上記(ⅱ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(ⅳ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅴ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(ⅳ)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を

述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(d)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

第３【ファンドの経理状況】

(１)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）

	第13期中間計算期間末 (平成26年 9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	132,791,798
親投資信託受益証券	42,842,255,986
未収利息	183
流動資産合計	42,975,047,967
資産合計	42,975,047,967
負債の部	
流動負債	
未払解約金	62,860,488
未払受託者報酬	6,505,571
未払委託者報酬	45,538,937
その他未払費用	650,497
流動負債合計	115,555,493
負債合計	115,555,493
純資産の部	
元本等	
元本	23,395,108,256
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	19,464,384,218
（分配準備積立金）	7,708,157,986
元本等合計	42,859,492,474
純資産合計	42,859,492,474
負債純資産合計	42,975,047,967

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第13期中間計算期間 自　平成26年 4月 1日 至　平成26年 9月30日
営業収益	
受取利息	19,402
有価証券売買等損益	3,284,923,375
営業収益合計	3,284,942,777
営業費用	
受託者報酬	6,505,571
委託者報酬	45,538,937

	第13期中間計算期間 自　平成26年 4月 1日 至　平成26年 9月30日
その他費用	650,497
営業費用合計	52,695,005
営業利益又は営業損失（△）	3,232,247,772
経常利益又は経常損失（△）	3,232,247,772
中間純利益又は中間純損失（△）	3,232,247,772
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	63,598,552
期首剰余金又は期首欠損金（△）	15,762,224,400
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,363,584,373
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,363,584,373
剰余金減少額又は欠損金増加額	830,073,775
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	830,073,775
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	19,464,384,218

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、平成26年 4月 1日から平成26年 9月30日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第13期中間計算期間末 平成26年 9月30日現在	
1．　中間計算期間の末日における受益権の総数	
	23,395,108,256口
2．　中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8320円
(10,000口当たり純資産額)	(18,320円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第13期中間計算期間末 平成26年 9月30日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額

中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

親投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動

第13期中間計算期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	
期首元本額	22,771,857,307円
期中追加設定元本額	1,825,832,526円
期中一部解約元本額	1,202,581,577円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」および「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(平成26年 9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,222,261,112
株式	197,545,177,860
派生商品評価勘定	48,911,969
未収入金	1,156,596,075
未収配当金	1,450,063,667
未収利息	4,325
その他未収収益	2,769,899

差入委託証拠金	1,017,000
流動資産合計	210,426,801,907
資産合計	210,426,801,907
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,621,735
未払金	1,429,602,830
未払解約金	269,808,682
未払利息	171,498
有価証券貸借取引受入金	7,109,763,820
流動負債合計	8,813,968,565
負債合計	8,813,968,565
純資産の部	
元本等	
元本	168,173,937,295
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,438,896,047
元本等合計	201,612,833,342
純資産合計	201,612,833,342
負債純資産合計	210,426,801,907

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年 9月30日現在	
1．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1988円
(10,000口当たり純資産額)	(11,988円)

２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	6,727,186,780円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年 9月30日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成26年 9月30日現在	
期首	平成26年 4月 1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	165,134,965,026円
同期中における追加設定元本額	23,686,741,547円
同期中における一部解約元本額	20,647,769,278円
期末元本額	168,173,937,295円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	214,664,890円
バランスセレクト５０	530,843,179円
バランスセレクト７０	589,468,821円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,633,723,188円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	7,015,300,337円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	11,890,964,603円
野村資産設計ファンド２０１５	191,958,244円
野村資産設計ファンド２０２０	157,371,454円
野村資産設計ファンド２０２５	175,883,743円
野村資産設計ファンド２０３０	155,056,132円
野村資産設計ファンド２０３５	121,303,108円
野村資産設計ファンド２０４０	467,850,427円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	18,558,759,455円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,026,378,669円
のむラップ・ファンド（普通型）	1,933,184,186円
のむラップ・ファンド（積極型）	926,475,182円
野村資産設計ファンド２０４５	25,691,789円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	456,075,313円

マイ・ロード	2,612,187,477円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	95,451,553円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,145,799,527円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,105,687,151円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,601,876,658円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,963,661,563円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	17,781,934円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	61,189,073円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	33,989,285円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	9,870,893,613円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	736,272,623円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,674,007,183円
野村日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,515,512,285円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	2,765,988,181円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	774,547,111円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	100,861,473円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	520,877,148円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,974,246,689円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,168,184,563円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,383,123,883円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	10,608,658円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	36,710,181円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	32,798,402円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	85,458,303円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	3,747,278,986円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	11,491,228,528円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	16,131,385,727円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	30,167,303,314円
マイバランスＤＣ３０	1,865,108,072円
マイバランスＤＣ５０	2,307,458,432円
マイバランスＤＣ７０	2,031,574,173円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	6,073,932,826円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(平成26年 9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	2,691,239,161
コール・ローン	1,330,450,190
株式	280,160,478,144
投資信託受益証券	34,412,721
投資証券	6,258,157,381
派生商品評価勘定	4,833,041
未収入金	2,613,229

未収配当金	429,770,367
未収利息	1,843
差入委託証拠金	1,149,934,783
流動資産合計	292,061,890,860
資産合計	292,061,890,860
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	35,128,096
未払解約金	213,529,443
その他未払費用	2,756,700
流動負債合計	251,414,239
負債合計	251,414,239
純資産の部	
元本等	
元本	149,518,013,579
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	142,292,463,042
元本等合計	291,810,476,621
純資産合計	291,810,476,621
負債純資産合計	292,061,890,860

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 （株式、投資証券） 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （投資信託受益証券） 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。

	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年 9月30日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9517円
(10,000口当たり純資産額)	(19,517円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年 9月30日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

１）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

平成26年 9月30日現在	
期首	平成26年 4月 1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	152,198,514,460円
同期中における追加設定元本額	11,025,561,531円
同期中における一部解約元本額	13,706,062,412円
期末元本額	149,518,013,579円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	65,155,183円
バランスセレクト５０	217,363,418円
バランスセレクト７０	197,212,794円
野村外国株式インデックスファンド	610,609,516円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	2,985,906,064円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	12,821,619,336円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	7,244,232,578円
野村資産設計ファンド２０１５	71,230,207円
野村資産設計ファンド２０２０	58,723,100円
野村資産設計ファンド２０２５	65,336,695円
野村資産設計ファンド２０３０	57,910,268円
野村資産設計ファンド２０３５	45,192,982円
野村資産設計ファンド２０４０	173,818,277円

野村外国株インデックス（野村投資一任口座向け）	4,953,135,834円
のむラップ・ファンド（保守型）	441,949,494円
のむラップ・ファンド（普通型）	1,966,084,057円
のむラップ・ファンド（積極型）	2,347,320,326円
野村資産設計ファンド２０４５	9,580,873円
野村インデックスファンド・外国株式	1,223,827,937円
マイ・ロード	1,100,333,088円
ネクストコア	48,723,477円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	37,864,739円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,916,489,277円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	673,608,645円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	13,855,738,668円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,965,189,309円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	10,833,400円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	45,562,736円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	45,556,510円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	179,425,585円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,898,383,008円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	622,845,698円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	353,911,640円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	40,965,644円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	317,337,278円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,552,228,567円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	705,346,616円
野村ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,354,095,102円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,250,593円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	14,903,121円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	11,267,719円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	55,895,035,504円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,140,858,982円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	4,639,123,562円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	5,470,082,707円
マイバランスＤＣ３０	568,318,697円
マイバランスＤＣ５０	935,303,558円
マイバランスＤＣ７０	695,234,232円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	9,803,590,998円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	59,019,083円
野村ＤＣ運用戦略ファンドＭ	48,233円
野村ＤＣ運用戦略ファンドＡ	1,328,664円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(平成26年 9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,928,812,114
国債証券	283,244,089,600
地方債証券	22,095,969,779
特殊債券	30,848,430,683
社債券	20,061,470,820
未収入金	2,765,546,850
未収利息	571,551,204
前払費用	34,290,879
流動資産合計	364,550,161,929
資産合計	364,550,161,929
負債の部	
流動負債	
未払金	6,914,784,700
未払解約金	387,495,618
流動負債合計	7,302,280,318
負債合計	7,302,280,318
純資産の部	
元本等	
元本	291,222,286,592
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	66,025,595,019
元本等合計	357,247,881,611
純資産合計	357,247,881,611
負債純資産合計	364,550,161,929

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年 9月30日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2267円
(10,000口当たり純資産額)	(12,267円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年 9月30日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

平成26年 9月30日現在	
期首	平成26年 4月 1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	240,151,184,071円
同期中における追加設定元本額	71,036,792,219円
同期中における一部解約元本額	19,965,689,698円
期末元本額	291,222,286,592円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	349,542,499円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	18,474,543,772円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	26,443,214,939円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,201,524,824円
野村資産設計ファンド２０１５	937,339,340円
野村資産設計ファンド２０２０	398,557,756円
野村資産設計ファンド２０２５	266,804,793円
野村資産設計ファンド２０３０	152,468,572円
野村資産設計ファンド２０３５	83,533,370円
野村資産設計ファンド２０４０	209,596,024円
野村日本債券インデックスファンド	1,918,177,705円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	63,706,271,834円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,219,297,571円
のむラップ・ファンド（普通型）	1,487,378,190円
のむラップ・ファンド（積極型）	379,460,270円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	18,255,056,345円
野村資産設計ファンド２０４５	8,803,668円
野村円債投資インデックスファンド	1,681,133,977円
野村インデックスファンド・国内債券	502,272,632円
マイ・ロード	22,611,480,994円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	59,965,131円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,557,298,184円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	416,773,741円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	17,908,903,672円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,775,658,330円

ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	61,449,232円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	51,261,016円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	12,813,502円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	9,302,986,838円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	555,129,512円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,936,727,892円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,459,970,461円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	253,489,546円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	490,910,995円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,073,636,517円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,182,691,095円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,879,309,665円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	10,033,465,061円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	14,868,551,279円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	6,976,296,049円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	34,646,302,396円
マイバランスＤＣ３０	4,994,580,622円
マイバランスＤＣ５０	2,993,840,313円
マイバランスＤＣ７０	887,486,230円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	5,556,330,238円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(平成26年 9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	860,917,312
コール・ローン	2,641,649,791
国債証券	350,091,921,708
派生商品評価勘定	1,503,850
未収入金	36,144,140
未収利息	3,410,369,192
前払費用	517,013,400
流動資産合計	357,559,519,393
資産合計	357,559,519,393
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,409,338
未払金	1,689,108,626
未払解約金	339,219,526
その他未払費用	4,020,000
流動負債合計	2,034,757,490
負債合計	2,034,757,490
純資産の部	
元本等	
元本	162,490,380,372

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,034,381,531
元本等合計	355,524,761,903
純資産合計	355,524,761,903
負債純資産合計	357,559,519,393

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年 9月30日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1880円
(10,000口当たり純資産額)	(21,880円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年 9月30日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法

国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
為替予約取引
１）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

平成26年 9月30日現在	
期首	平成26年 4月 1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	143,676,953,033円
同期中における追加設定元本額	35,887,844,700円
同期中における一部解約元本額	17,074,417,361円
期末元本額	162,490,380,372円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	87,914,725円
バランスセレクト５０	97,576,604円
バランスセレクト７０	71,683,293円
野村外国債券インデックスファンド	288,291,040円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,773,486,213円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	38,082,000,592円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	1,844,260,588円
野村資産設計ファンド２０１５	83,362,379円
野村資産設計ファンド２０２０	64,062,961円
野村資産設計ファンド２０２５	55,889,003円
野村資産設計ファンド２０３０	43,915,297円
野村資産設計ファンド２０３５	30,391,565円
野村資産設計ファンド２０４０	96,591,398円
野村外国債券インデックス（野村投資一任口座向け）	40,200,610,515円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,869,977,144円
のむラップ・ファンド（普通型）	2,175,352,895円
のむラップ・ファンド（積極型）	794,092,352円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	1,988,066,420円
野村資産設計ファンド２０４５	4,057,105円
野村インデックスファンド・外国債券	317,569,234円

マイ・ロード	5,306,568,339円
ネクストコア	428,587,864円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	33,739,224円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	58,926,359円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,196,826,584円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	960,341,903円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	14,443,173,054円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,664,896,222円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	9,651,308円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	44,281,244円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	7,379,200円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,929,196,580円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	719,313,745円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,536,860,549円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	315,294,358円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	127,734,806円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	282,710,649円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,473,226,016円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,256,875,341円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,915,655,662円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,326,923円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,671,344円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	4,030,419円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	506,053,478円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,542,843,432円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	2,089,003,482円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	1,951,630,711円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	11,046,644,863円
マイバランスＤＣ３０	765,479,451円
マイバランスＤＣ５０	417,691,081円
マイバランスＤＣ７０	248,794,325円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	1,696,498,862円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	520,118,314円
野村ＤＣ運用戦略ファンドM	5,293,713円
野村ＤＣ運用戦略ファンドＡ	4,909,644円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２ファンドの現況

純資産額計算書

マイバランス７０（確定拠出年金向け）

平成26年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	43,213,128,784円

Ⅱ　負債総額	21,769,111円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	43,191,359,673円
Ⅳ　発行済口数	23,514,460,971口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8368円

（参考）国内株式マザーファンド

平成26年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	237,676,395,920円
Ⅱ　負債総額	28,190,879,553円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	209,485,516,367円
Ⅳ　発行済口数	173,751,589,015口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2057円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

平成26年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	291,770,501,978円
Ⅱ　負債総額	989,635,491円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	290,780,866,487円
Ⅳ　発行済口数	149,771,297,108口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9415円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

平成26年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	384,801,953,759円
Ⅱ　負債総額	3,470,759,120円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	381,331,194,639円
Ⅳ　発行済口数	309,419,232,298口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2324円

（参考）外国債券マザーファンド

平成26年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	375,863,197,666円
Ⅱ　負債総額	1,415,021,244円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	374,448,176,422円
Ⅳ　発行済口数	170,793,014,537口

V　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**2.1924円**

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１委託会社等の概況

＜更新後＞

(1)資本金の額

平成26年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制

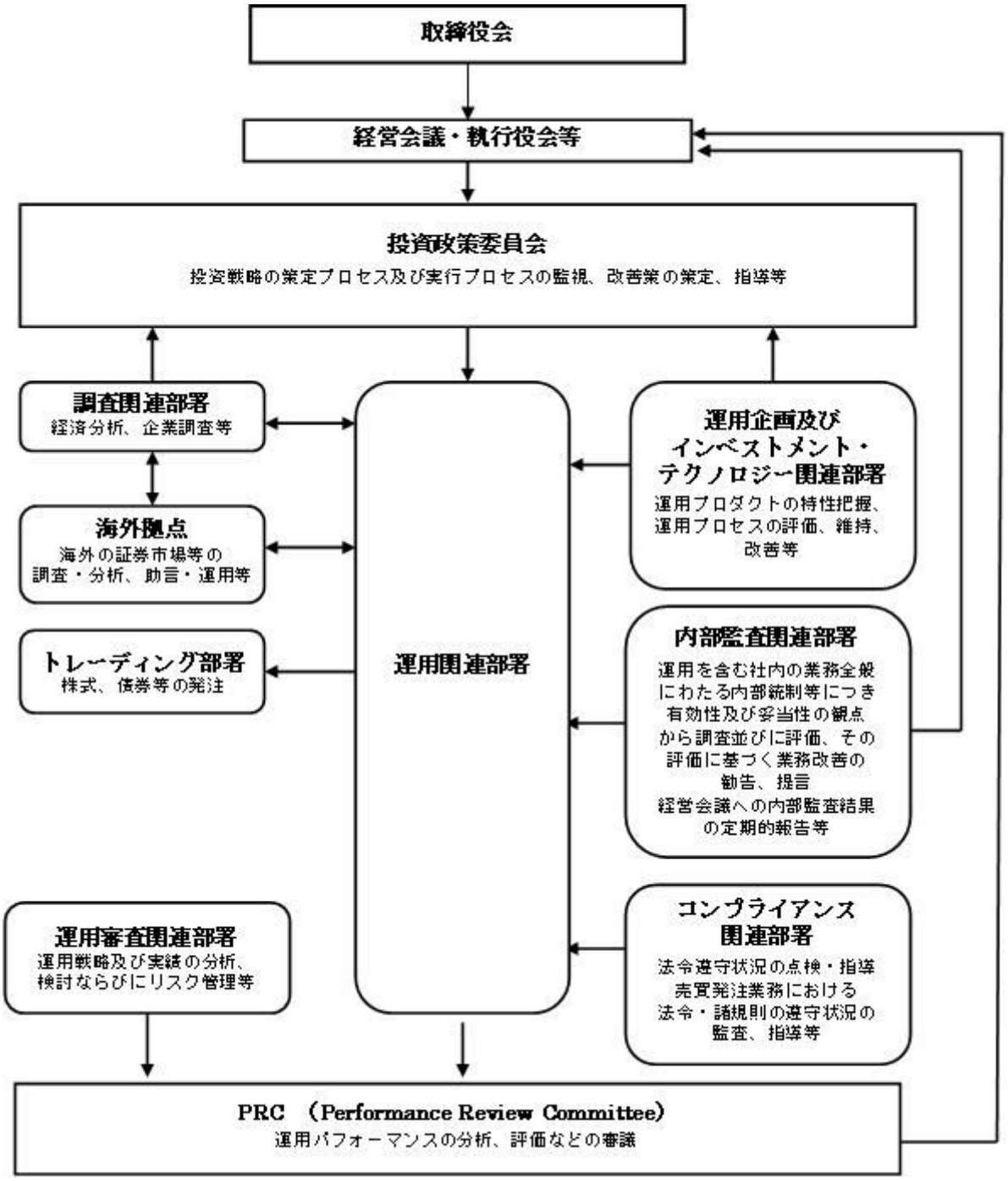

２事業の内容及び営業の概況

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成26年10月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	842	15,575,640
単位型株式投資信託	47	232,784
追加型公社債投資信託	18	6,406,819
単位型公社債投資信託	74	684,544
合計	981	22,899,786

３委託会社等の経理状況

＜更新後＞

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度(平成25年４月１日から平成26年３月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）貸借対照表

		前事業年度 (平成25年３月31日)		当事業年度 (平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			333		247
金銭の信託			51,061		51,758
有価証券			4,500		11,800
前払金			-		0
前払費用			29		28
未収入金			271		287
未収委託者報酬			8,651		10,741
未収収益			4,224		5,999
繰延税金資産			1,504		2,010

その他			12		159
貸倒引当金			△6		△8
流動資産計			70,582		83,026
固定資産					
有形固定資産			1,470		1,508
建物	※２	485		442	
器具備品	※２	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

		前事業年度 (平成25年３月31日)		当事業年度 (平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※１		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※１		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本			71,942		80,249
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729

資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			43,032		51,339
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

（２）損益計算書

		前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)		当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	※２	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131
旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518

諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

		前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)		当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※１	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※３	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

（３）株主資本等変動計算書

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	－	6,679	86,929

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
５．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
６．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年３月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年３月31日)	当事業年度末 (平成26年３月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,368百万円 未払費用 1,584 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 518百万円 器具備品 2,524 合計 3,043	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 4,601百万円 未払費用 1,607 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 565百万円 器具備品 2,849 合計 3,414

◇　損益計算書関係

前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44 ※２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 ※３．固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5 ※２．役員報酬の範囲額 (同左) ※３．固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソフトウェア 11 合計 17

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成24年５月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円
１株当たり配当額 600円
基準日 平成24年３月31日
効力発生日 平成24年６月１日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	**3,966百万円**
配当の原資	**利益剰余金**
１株当たり配当額	**770円**
基準日	**平成25年３月31日**
効力発生日	**平成25年６月21日**

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成25年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	**3,966百万円**
配当の原資	**利益剰余金**
１株当たり配当額	**770円**
基準日	**平成25年３月31日**
効力発生日	**平成25年６月21日**

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	**10,043百万円**
配当の原資	**利益剰余金**
１株当たり配当額	**1,950円**
基準日	**平成26年３月31日**
効力発生日	**平成26年６月２日**

◇　金融商品関係

前事業年度（自 平成24年４月１日　至 平成25年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行

うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6)短期借入金	3,000	3,000	-
(7)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(9)未払費用	6,979	6,979	-
(10)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11)デリバティブ取引（＊）			

ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

当事業年度（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によってます。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価

格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成25年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成25年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成25年３月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

４．その他有価証券(平成25年３月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※１)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	－

小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

（※１） 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年４月１日　至 平成25年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	－
投資信託	708	－	60
合計	730	6	60

当事業年度 （自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成26年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成26年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成26年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

４．その他有価証券(平成26年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	－
小計	11,800	11,800	－
合計	22,467	12,082	10,384

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	－	－	－
投資信託	761	－	51
合計	761	－	51

（注）投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇　退職給付関係

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成25年３月31日)

イ．退職給付債務	△15,209百万円
ロ．年金資産	12,456
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△2,752
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	－
ホ．未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△813
チ．前払年金費用	－
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△813

３．退職給付費用に関する事項(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

イ．勤務費用	608百万円
ロ．利息費用	251
ハ．期待運用収益	△237
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	－
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	△40
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	885
チ．その他(注)	170
計	1,055

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．　退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．　割引率	1.5%
ハ．　期待運用収益率	2.5%
ニ．　過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．　数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．　会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347
前払年金費用	△347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年３月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,050
賞与引当金	1,181
所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501
未払事業税	184
ゴルフ会員権評価減	408
減価償却超過額	208
時効後支払損引当金	178
子会社株式売却損	172
未払社会保険料	90
退職給付引当金	292
繰延ヘッジ損失	18
その他	124
繰延税金資産小計	5,189
評価性引当金	△2,704
繰延税金資産計	2,485
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	2,620
前払年金費用	-
繰延税金負債計	2,620
繰延税金負債(純額)	135
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%
関係会社株式評価減	10.3%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%

当事業年度末 (平成26年３月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,947
賞与引当金	1,434
所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	502
未払事業税	425
ゴルフ会員権評価減	408
減価償却超過額	206
時効後支払損引当金	181
子会社株式売却損	172
未払社会保険料	100
退職給付引当金	-
繰延ヘッジ損失	-
その他	126
繰延税金資産小計	6,284
評価性引当金	△3,602
繰延税金資産計	2,681
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	3,757
前払年金費用	125
繰延税金負債計	3,882
繰延税金負債(純額)	1,200
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	1.4%
外国税額控除	△0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%
関係会社株式評価減	4.7%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%

	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 **「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。** **この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。**

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*１)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２)	4,433	未払費用	706

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	30,983	未払手数料	3,105

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払（*４）	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000(百万円)	信託銀行業	―	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*１)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	―

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*２) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*３) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*４) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
	㈱野村総合研究所
流動資産合計	173,289
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,860
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,272
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,116
当期純利益	21,546

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*１)	8,000	短期借入金	－
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	－

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２)	5,073	未払費用	716

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	－	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*４)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000(百万円)	信託銀行業	－	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	－
							借入金利息の支払	6	未払費用	－

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所
流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

◇　1株当たり情報

前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
１株当たり純資産額　14,866円12銭 １株当たり当期純利益　1,264円08銭	１株当たり純資産額　16,877円25銭 １株当たり当期純利益　2,382円87銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　6,510百万円 普通株式に係る当期純利益　6,510百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　12,273百万円 普通株式に係る当期純利益　12,273百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

第２【その他の関係法人の概況】

１名称、資本金の額及び事業の内容

＜更新後＞

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊　平成26年10月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊　平成26年10月末現在

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成26年11月18日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　部　俊　夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイバランス70（確定拠出年金向け）の平成26年4月1日から平成26年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイバランス70（確定拠出年金向け）の平成26年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　部　俊　夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第５５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。